

湯河原ロータリークラブ



WEEKLY REPORT

心の中を見つめよう
博愛を広げるために

第 2435回 例会

平成24年2月17日(金)
天候 晴れ
合唱 我等の生業
四つのテスト

会 長 伊藤 伸之
幹 事 望月 博文

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 1-14-25
中川方 TEL/FAX 0465(62)3056
例会場 静岡県熱海市泉 107/TEL0465(63)3721
ニューウェルシティ湯河原
例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

今週月曜日(13日)に行われました会長幹事会の報告をさせていただきます。

- ① 橋本ガバナー補佐から「IM・合同例会」は会員皆様方のお陰を持ちまして成功裏に終わりました。ガバナーをはじめ他グループガバナー補佐よりお褒めの言葉を頂戴致しましたありがとうございました。との報告がありました。
- ② 鈴木地区会員増強、維持委員(小田原北RC)より12月31日現在の現状について
地区会員数 2,239名(+37名)
第9グループ 308名(+4名)
- ③ 次年度地区補助金申請は3月14日迄です。
- ④ 米山奨学生の世話クラブについて次年度湯河原クラブではありません。
- ⑤ 2012~13年度青少年交換学生受け入れについて
今回は小田原北クラブの受け入れになりました。その次箱根クラブの予定です。
- ⑥ GSE受け入れについて
中野GSE地区委員長(小田原城北RC)より説明がありました。
第9グループの担当は4月1日(日)~5日(木)
担当クラブ 4月2日(月) 小田原RC
3日(火) 小田原城北RC
4日(水) 箱根RC

4日夜歓送会が開かれ会長幹事が出席義務となりました。

今回の受入れに於けるクラブの負担金は12月末現在の会員数×1,500円プラス歓送会費です。

以上が会長幹事会の報告です。

夜はIM・合同例会の反省会と引継ぎがありました。

余剰金は151,215円で100,000円をロータリー財団活動の一環であるGSE受け入れ費用にしましたので、繰越金は51,215円となりました。

次年度IM会場は湯河原クラブの意向で進めさせて頂くことにしました。日程は次年度ガバナー補佐との打ち合わせになると思います。

以上会長挨拶終わりです。

幹事報告

ガバナー

- 1. 会長エレクト研修セミナー(PETS)開催
3/13(火)~3/14 ニューウェルシティ
登録料 1万円
3/13 9:30~10:00 登録
10:00~16:20 全大会・分科会
3/14 8:30~9:20 講話
9:30~11:30 分科会 11:30 解散
- 2. 国際奉仕事業報告会開催
3/2(金) 15:00~17:00
第一相澤ビル6F 会議室 〆切2/24
- 3. クラブ研修リーダーセミナー開催
3/23(金) 15:00~18:00
第一相澤ビル6F 会議室 〆切3/5
- 4. 雑誌月間の卓話について 〆切4/18

出席報告	ゲスト 0名 ビジター 0名		
	会員 26名	欠席 3(2)名	出席率 100.00%
	前回の修正出席率 95.83%		前々回の修正出席率 95.45%

スマイルBOX

- 深澤昌光君 TV東京に出演しました
高橋延幸君 本日事務所を開設します、
よろしくお願ひします
高杉尚男君 五所神社節分祭豆まき参加
神谷一博君 五所神社節分祭豆まき参加
石倉幸久君 湯河原ライオンズクラブの
ゴルフに参加
石田浩二君 ライオンズクラブのゴルフに
参加しニアピン賞
望月博文君 ライオンズクラブのゴルフに
参加しドラコン賞
渡辺久恭君 ライオンズクラブのゴルフに
参加しニアピン賞

卓 話

小松雄成君

先週の金曜日、例会後 2/10~11 両日に渡ってウエルシティを会場として地区の研修委員会とクラブ奉仕委員会が担当して「新会員の集い」が開催されました。

2 日間に渡り、「例会と親睦」「奉仕活動について」この 2 点を主題に、趣旨説明及びグループディスカッションや質疑応答などが行われました。

続きまして『税の話』をしていきたいと思ひます。

平成 23 年分以降の各年分について、公的年金などの収入合計額が、400 万円以下で、かつ、公的年金等に掛かる雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、各市町村にお尋ね下さい。

過去に払いすぎた所得税などの還付を受ける手続きが整備され、納税者が比較的簡単に還付請求が出来るようになりました。

医療費控除は年間 10 万円を超える医療費を支払った場合、その一定額を支払い年の課税所得額差し引ける制度で、本人だけでなく、配偶者や子供の分を医療費に含むことが出来ます。

確定申告は、基本的に前年の生得税額などを計算し、確定をする手続きです。会社員のように年末調整で納税手続きが終わる人は、何もなければ確定申告の必要はありません。過去の医療費の領収書などが出てきた人は、その年の文の確定申告をしていなければ、翌年以降の 5 年間のうちなら普通に申告して還付を受けられます。

今年中ならば 07 年分まで遡って還付を求めることが出来ます。

一方、対象年分の確定申告をしていると、改めて税務署に『所得税額の減額を求める』という別の手続きが必要となります。これを『減額更正』を求めるといいます。『更正』とは税務署が納税者の申告内容を訂正することで税額を減らすことです。所得税の場合、申告期限の 1 年後まで減額のための『更正の請求』という手続きが出来ます。

税務署は調査して認めれば税金を還付します。09 年分の申告を忘れた場合、11 年 3 月 15 日までなら請求が出来ましたが、今では期限が過ぎて請求は出来ません。

国税庁は、11 年末、『更正の請求』の期限が過ぎても救済できるように新たに『更正の申し出』という仕組みを作りました。

所得税と相続税については、申告期限から 3 年間、減額更正の申し出を認めます。贈与税は、同 6 年間可能です。構成の請求期間に間に合えば『請求』をして、間に合わなければ『申し出』をするということです。申し出のための書類は、国税庁のホームページに掲載されています。

詳しくは税務署に問い合わせてみてください。